

令和元年12月24日（火曜日）午後2時4分 開 議

●議事日程第1号 12月24日（火曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告及び提出議案説明

第4 議案第12号 令和元年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第5 議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第6 議案第14号 飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第7 議案第15号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第8 議案第16号 契約の締結（岩崎出張所建設工事）
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第9 一般質問

第10 署名議員の指名

第11 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時4分 開会

◎議長（上野 伸五）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、12月24日、1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月24日1日と決定いたしました。

△行政報告及び提出議案説明

行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。組合長。

○組合長（片峯 誠）

本日、令和元年第5回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年2月定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、飯塚地区消防組合組織再編実施計画の進捗状況について報告いたします。

3月9日に嘉麻分署の落成式を行い、4月3日から業務を開始しております。また、4月1日からは、これまでの飯塚消防署、山田消防署及び桂川消防署の3署体制から飯塚消防署の1署体制へと移行しました。更に、9月10日には新飯塚消防署の工事安全祈願祭、同じく9月27日には桂川分署の地鎮祭を行い、両庁舎の建設工事に着手いたしました。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した2名に2か月間の就業前研修を、資格取得後2年ごとの再教育として11名に48時間の病院内研修を実施した他、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各1名を入校させております。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、幼年消防クラブの健全な育成とクラブ相互間の親睦を深めるため10月18日に、管内33の保育園・幼稚園児906名の参加による「第15回幼年消防ふれあい祭り」を開催したほか、6月15日には、飯塚消防署において消防フェスタを開催し、124名の地域住民の参加を得て幼児、児童を通じた家庭内の防火意識の普及・啓発を図りました。

また、管内の小学6年生、1,319名を対象に、防火ポスターコンクールを実施いたしました。入賞作品は飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示し、地域住民に対する防火意識の向上を図るとともに、最優秀作品1点については、防火ポスターを作成し管内事業所に配布いたしました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、査察計画に基づき、職員延べ144名を動員して、高齢者世帯を対象とした一般住宅の防火査察を36

3件実施し、火気取扱い及び住宅用火災警報器の設置指導を行った他、本年10月から施行されました小規模飲食店における消火器設置義務に伴う実態調査を957件実施し、消火器の設置指導を行いました。

また、10月31日に沖縄県那覇市で発生した首里城火災に伴い、管内の有形文化財である嘉徳劇場及び旧伊藤伝右衛門邸の特別査察を11月12日と13日に実施しました。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学の警防科に1名、福岡県消防学校の初任教育に4名、各種教育課程に12名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に15名を入所させました。

また、11月9日及び10日に宮崎県高原町で実施された、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊及び後方支援隊として車両5台、隊員17名が参加しました。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ5件であります。

はじめに、議案第12号は、令和元年度補正予算第1号でございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千931万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億741万3千円と定めております。

次に、議案第13号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。会計年度任用職員制度導入に伴い、関係条例6本を一括して整備するものでございます。

次に、議案第14号は、飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例でございます。議案第13号と同じく、会計年度任用職員制度に伴う改正法の施行により、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第15号は、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定等が行われたので、これに倣い本消防組合職員の給与を改定するものであります。

次に、議案第16号契約の締結は、岩崎出張所を建設するため提案するものであります。

議案の内容は、上程されました都度、担当者をして説明させますので、よろしくご審議のうえご議決いただきますようお願いを申し上げます。行政報告及び提出議案の説明を終わります。どうぞよろしお願いいたします。

△ 議案第12号 令和元年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）

◎議長（上野 伸五）

それでは、議案第12号「令和元年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。藤川消防長。

○消防長（藤川 啓司）

議案第12号「令和元年度、飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

ます。お手元の令和元年度、飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ、3千931万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、51億741万3千円とするものでございます。

歳入歳出予算の、補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載の「第1表、歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

1ページに戻って頂きまして、第2条は、地方債の補正を定め、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものとしております。4ページをお開き願います。

第2表地方債補正は、消防ポンプ自動車整備事業における消防ポンプ自動車2台購入の契約額が確定したことにより限度額を変更するものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。6ページをお開き願います。

2歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、補正額、713万2千円の減額は、令和元年度組合費負担金が確定したことによるものでございます。減額の主な理由といたしましては、地方交付税の消防費単位費用は、前年度と同額の1万1,300円でございますが、基準財政需要額常備消防費分が9,984円となり、前年度比2.1%、21円減額したことによるものでございます。各市町の負担金の内訳については、飯塚市が365万4千円の減、嘉麻市が196万3千円の減、桂川町が151万5千円の減となっております。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、2(目)利子及び配当金、212万7千円の追加は、右説明欄記載のとおり、消防賞じゅつ金基金、消防庁舎及び職員公舎建設基金、消防施設整備基金、及び財政調整基金の預金利子の差引額を計上いたしましたものでございます。消防庁舎及び職員公舎建設基金7万1千円の減は、運用利率が当初の見込みより下回ったことによるものでございます。

次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、2(目)消防施設整備基金繰入金、54万円の減額は、第2表でご説明いたしました消防ポンプ自動車整備事業について基金を充当するため予算計上いたしておりました消防車両費充当分を、入札効果により減額するものでございます。

次に、3(目)財政調整基金繰入金193万8千円の減額は、財源調整のため繰り入れを予定しておりましたが、前年度繰越金が確定したことにより歳入増が見込まれましたので、全額減額するものでございます。

次に、5(款)1(項)1(目)繰越金、4,667万7千円の追加は、前年度繰越金を計上するものでございます。

次に、6(款)諸収入2(項)雑入1(目)助成金交付金21万5千円の追加は、本年5月23日に飯塚市八木山で発生しました林野火災に伴い、福岡市と北九州市へ航空応援を要請した活動経費について、福岡県市町村振興協会からの助成金が確定したことによるものでございます。

次に、2(目)雑入、10万7千円の追加は、同じく飯塚市八木山の林野火災航空応援活動経費について、災害発生地であります飯塚市からの負担金が確定したことにより追加するものでございます。

次に、7(款)組合債1(項)組合債1(目)消防債、20万円の減額は、先程説明いたしました、消防ポンプ自動車整備事業が減額になったことによるものでございます。続きまして、8ページを御開き下さい。

3歳出について、ご説明いたします。2(款)総務費1(項)総務管理費1(目)一般管理費の補正額は、3万9千円を減額いたしております。内訳は、13節、委託料64万3千円を減額、25節積立金は、60万4千円を追加するものでございます。庁舎清掃委託料の減は、入札効果によるものでございます。財政調整基金預金利子積立金の増は、歳入でご説明いたしました基金の預金利子を積立てるものでございます。

次に、3(款)1(項)消防費1(目)常備消防費の補正額は、1,236万6千円を追加いたしております。内訳を各節にそってご説明いたします。まず、2(節)給料、116万3千円の追加、3(節)職員手当等、519万4千円の追加、4(節)共済費、472万8千円の追加、これら人件費の増加の主な理由は、給与改定するための増と、手当及び標準報酬月額の変動によるもの、及び天皇即位に伴い祭日が一日増えたことによる休日給の増によるものでございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金、102万8千円の追加は、特別負担金の増と職員給料の改定により、退職手当組合負担金を追加するものでございます。

次に、25(節)積立金、25万3千円の追加は、歳入でご説明いたしました、消防賞じゅつ金基金の預金利子を積み立てるものでございます。

以上が、1(目)、常備消防費の説明でございます。続きまして、2(目)、消防施設費の補正額は、2,729万4千円を追加いたしております。

内訳につきましては、右説明欄に記載のとおり、18(節)備品購入費、74万2千円の減は、歳入で説明いたしました車両購入費の入札効果による残額を計上するものでございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金、5万3千円の追加は、庁舎建設事業に伴い、各市町へ事務委託いたしております併任職員の事務負担金が増額になったものでございます。

次に、25(節)積立金は、2,798万3千円を追加いたしております。主な内容は、歳入でご説明いたしました、各基金の預金利子の増と、消防庁舎及び職員公舎建設基金積立金として、2,671万3千円を積み立てるものでございます。

次に、9ページ、3(目)広域災害対応費、32万4千円の追加は、先程説明しました飯塚市八木山の林野火災に要した航空応援の活動費を計上いたしております。

次に、4(款)1(項)公債費、2(目)利子は、62万9千円を減額するものでございます。これは、組合債利子の利率が当初見込みより下がったことによるものでございます。10ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第12号令和元年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)の説明を終わります。ご

審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終了しましたが、本義案につきましては質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第12号「令和元年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

△議案第14号 飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

次に、議案第13号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び議案第14号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」以上2件については、関連があるため一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。藤川消防長。

○消防長（藤川 啓司）

議案第13号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び議案第14号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

最初に、議案第14号「飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」の提案理由から説明させていただきます。議案書の7ページをお開き願います。

議案第14号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めるため提出するものでございます。条文につきましては、要点をご説明いたします。

第1条は、本条例を制定するにあたっての目的を規定しております。

第2条は、会計年度任用職員の定義を規定しております。勤務日数や勤務時間によって、「パートタイム」と「フルタイム」の2種類の任用形態があることを規定しております。

第3条は、給与の種類を規定しております。「パートタイム」は報酬及び期末手当とし、「フルタイム」は給料、通勤手当等の各種手当とすることを規定しております。

第4条は、給与及び費用弁償の支払いについて規定し、職員給与条例を準用することを規定しております。

第5条は、給料表の種類を規定しております。給料表の種類につきまして、条例の後半にご

ございます「別表第1」を用いることを規定しております。

第6条は、報酬及び給料の基準を規定しております。会計年度任用職員の職務の級につきまして、職種ごとの職責に基づき、「別表第2」に沿って「1級」または「2級」に区別し、給料表のどの号給を充てるかについて、職務内容等を考慮して決定することを規定しております。

第7条は、報酬の内容を規定しております。第6条の規定により2級とした「パートタイム」の「報酬は月額」、1級とした「パートタイム」の「報酬は日額」とし、勤務の態様により必要な場合は「時間額」とすることを規定しております。第2項から第4項は、月額、日額、時間額の算出方法を規定したものでございます。

第8条は、報酬に加算する額を規定しております。「パートタイム」について、時間外勤務や休日勤務、夜間勤務、特殊勤務に従事する場合は、相当額を報酬に加算する旨を規定しております。

第9条は、給与の支給方法等を規定しております。「2級の報酬支給日を勤務月の22日」、「1級の報酬支給日を翌月の22日」とすること、また、「フルタイム給与等については一般職の規定を、準用することを規定しております。

第10条は、報酬の減額を規定しております。職員が勤務しない時、その調整を規定するものでございます。

第11条は、通勤手当を規定しております。「フルタイム」の通勤手当について、一般職と同様に支給することを規定しております。

第12条は、期末手当を規定しております。第1項第1号及び第2号のいずれにも該当する、会計年度任用職員に対し、期末手当を支給することを規定しております。

第13条は、費用弁償を規定しております。「パートタイム」の通勤に要する交通機関等の運賃、出張の際の旅費について、費用弁償として支給することを規定しております。

第14条は、旅費を規定しております。「フルタイム」の旅費の支給について規定しております。

第15条は、給与等の調整を規定しております。会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し、本条例の規定によることが困難である場合の対応について規定しております。

第16条は、委任を規定しております。本条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることを規定しております。

また、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案書の1ページをお開き願います。議案第13号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、議案第14号と同じく、会計年度任用職員制度に伴う改正法の施行により、関係条例6本を一括して、整備するものでございます。

まず最初に、第1条の改正は、「飯塚地区消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正」でありまして、会計年度任用職員を分限処分の対象とする規定であります。

次に、第2条の改正は、「飯塚地区消防組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正」でありまして、第1条の分限処分と同じく、会計年度任用職員を懲戒処分の対象とする規定であります。

次に、第3条の改正は、「飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」でありまして、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間や休暇等については、別に規則で定めることとしております。

次に、第4条の改正は、「飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」でありまして、育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当の支給条件を規定しております。

次に、第5条の改正は、「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でありまして、会計年度任用職員の給与は本条例の規定にかかわらず、別の条例で定め、臨時的任用職員の給与に関しては常勤の職員及び会計年度任用職員の給与等を考慮しつつ、その勤務形態等を勘案して、別に定めることとしております。

次に、第6条の改正は、「飯塚地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正」でありまして、会計年度任用職員の公務災害補償基礎額の算定方法について規定しております。新旧対照表につきましては、4ページ以降に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第13号及び議案第14号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。7番 田中義幸議員

○議員（田中 義幸）

第14号関係は2点質問させてください。1点目は会計年度任用職員として新たに採用される職員のフルタイム職員数とパートタイム職員数を教えてください。もう1点は、会計年度任用職員制度で人件費について、現行との比較はどうかたちになっているか教えてください。以上2点です。

◎議長（上野 伸五）

笹尾総務課長。

○総務課長（笹尾 清隆）

お答えいたします。会計年度任用職員として採用しようとする職員数は、消防本部総務課の事務補助としてパートタイム職員2名を予定しております。フルタイム職員の採用は予定しておりません。

また、人件費の現行との比較につきましては、現在の総務課の臨時職員2名は、フルタイム勤務でございますが、会計年度任用制度施行後は、パートタイムとしての採用を予定しておりますので、勤務日数の減に伴い人件費は減額になると見込んでおります。

正確な比較につきましては、会計年度任用職員の給料及び報酬の額を確定させておりませんので、申し訳ございませんが、現時点においては比較してご説明させて頂くことが出来ません。

早急に会計年度任用職員の給料及び報酬の額を規則で定め確定する予定でございます。以上でございます。

◎議長（上野 伸五）

7 番田中義幸議員。

○議員（田中 義幸）

現行はフルタイムの職員が、会計年度任用職員制度になればパートタイムを予定しているという話ですが、パートタイムで予定している時間、1分でも短ければパートタイムとなると思う。どういう形で採用されますか。

◎議長（上野 伸五）

笹尾総務課長。

○総務課長（笹尾 清隆）

現行は月 21 日勤務ですが、パートタイムは原則月 17 日勤務を予定しています。

◎議長（上野 伸五）

本議案につきましては、他に質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第 1 3 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び議案第 1 4 号「飯塚地区消防組合 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第 1 5 号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎議長（上野 伸五）

次に、議案第 1 5 号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。藤川消防長。

○消防長（藤川 啓司）

議案第 1 5 号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の 1 6 ページをお開き願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして本消防組合職員の給与を改定し、関係規定を整備するため提出するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。2 6 ページをお開き願います。

第 1 条関係の改正について、ご説明いたします。第 2 9 条の改正は、第 2 項第 1 号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を 1 0 0 分の 9 2. 5 から 1 0 0 分の 9 7.

5に引き上げるものでございます。

次に、附則第7項の改正は、特定職員の勤勉手当の減額率を100分の1.3875から100分の1.4625に、最低号給に達しない場合の支給率を100分の92.5から100分97.5に、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、27ページから37ページまでの別表第1及び別表第2の改正は、国家公務員の俸給表にならい、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。

次に、第2条関係の改正につきましては、37ページの新旧対照表により、ご説明いたします。37ページをお開き願います。

第29条の改正につきましては、第2項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を100分の97.5から100分の95に、引き下げるものでございます。次のページをお開き願います。

附則第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしておりますが、ただし書きにおいて、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行することといたしております。

次に、附則第2項におきまして、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から適用することといたしておりますが、ただし書きにおいて改正後の条例第29条第2項及び附則第7項の規定は令和元年12月1日から適用することといたしております。

次に、附則第3項におきましては、給与の内払いの規定でございます。

以上で、議案第15号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願いを申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終了しましたが、本議案につきましては質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第16号 契約の締結（岩崎出張所建設工事）

次に、議案第16号「契約の締結岩崎出張所建設工事」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。藤川消防長。

○消防長（藤川 啓司）

議案第16号「契約の締結・岩崎出張所建設工事」についての提案理由をご説明いたします。議案書の39ページをお開き願います。

本案は、工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき提出するものでございます。契約内容につきましては、工事名、岩崎出張所建設工事、工事場所、嘉麻市岩崎地内、契約金額、2億7,852万円で、嘉麻市熊ヶ畑2643番地18、西建設工業株式会社、と工事請負契約を締結しようとするものです。

入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札で、12月6日に応札業者5者による入札を行いました。

入札結果につきましては、次のページの入札概要に記載してありますとおり、落札額2億7,852万円、落札率97.123%で、「西建設工業株式会社」が落札しております。

施設の概要等につきましては、41ページから45ページに資料を添付いたしております。

以上で、議案第16号「契約の締結・岩崎出張所建設工事」についての説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（上野 伸五）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。7番田中義幸議員。

○議員（田中 義幸）

岩崎出張所建設工事について、条件付一般競争入札ということですが、参加業者の地域制限を設けていますか。

◎議長（上野 伸五）

笹尾総務課長。

○総務課長（笹尾 清隆）

お答えいたします。岩崎出張所建設工事における入札参加業者の地域制限につきましては、「嘉麻市内業者」であることを条件としております。ただし、嘉麻市内業者において応札業者が3者に満たない場合は、飯塚市、桂川町の登録業者へと参加業者の枠を広げることとしております。以上でございます。

◎議長（上野 伸五）

7番田中義幸議員。

○議員（田中 義幸）

この建設工事に限ったことではないのですが、飯塚地区消防組合は2市1町で運営されてますが、過去において地域制限をなくそう検討したことはなかったのですか。

◎議長（上野 伸五）

笹尾総務課長。

○総務課長（笹尾 清隆）

お答えします。飯塚地区消防組合が行っております庁舎建設事業につきましては、庁舎建設事業に取りかかる前に、飯塚市・嘉麻市・桂川町の財政担当者または消防担当者と会議を開き、この会議のなかでご意見を頂き業者の選考基準を定めております。選考基準における業者の選考方法につきましては、飯塚地区消防組合契約規則第8条に基づき、建設する庁舎ごとに工事

施工地の構成市町に業者選考を依頼することとしております。業者の指名につきましては、先程、申し上げた通り、第1に工事施工地の市町内の業者を優先し、当該市町内において応札業者が3者に満たない場合は、次に、消防組合を構成する飯塚市、嘉麻市、桂川町の登録業者へと枠を広げることと致しておりますのでご理解をお願いいたします。以上でございます。

◎議長（上野 伸五）

本議案について、他に質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第16号「契約の締結 岩崎出張所建設工事」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

△一般質問

次に、一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

△署名議員の指名

署名議員を指名いたします。6番畠中博文議員、11番田中武春議員、よろしく願いいたします。

△閉会

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和元年第5回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

みなさん、本年1年間議会の運営に理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございました。来る令和2年が皆さんにとって良い年でありますように、ご祈念申し上げて私の締め挨拶とさせていただきます。有難うございました。

午後2時44分 閉会

●出席議員

（出席議員 12名）

1番 上野 伸五	8番 坂口 政義
2番 廣方 悟	9番 兼本 芳雄
4番 原中 政廣	10番 永末 雄大
5番 下川 康弘	11番 田中 武春
6番 畠中 博文	12番 吉松 信之

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	佐 藤 康 道
〃	倉 石 和 樹
〃	中 野 貴 博
〃	和 多 良
〃	吉 田 達 郎
〃	利 光 良 平

●説明のため出席した者

組合長	片 峯 誠
副組合長	赤 間 幸 弘
副組合長	井 上 利 一
消防長	藤 川 啓 司
次長兼総務課長	笹 尾 清 隆
参与兼予防課長	藤 川 伸 之
予防課課長補佐	山 田 耕 史
警防課長	横 江 浩
警防課長補佐	高 岩 伸 親
指令課長	平 野 俊 之
飯塚署長	大 谷 繁 憲
副署長兼消防課長兼総務主幹	篠 崎 太 望
警備課長	中 西 敏 弘
会計管理者	鬼 丸 徳 寿